第

3 7 1 2

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年 3月 6日 金曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 親族に支払う給与の取扱い

A: 青色、白色申告のほか、生計が一かど うかでも違います。

【解説】

親族に支払う給与の取扱いは、次のようになっています。

- ① 生計を一にする親族に支払う給与
 - イ. 原則は必要経費にならず、また、給与 を受け取った親族の所得にもならない。
 - ロ. 白色事業専従者の場合 次のa. b いずれか少ない金額が必要経 費としてみなされる。
 - a. 配偶者86万円 配偶者以外50万円
 - b. 事業所得の金額÷ (専従者数+1) また、この金額は、事業専従者の給与 収入にもなる。
 - ハ. 青色事業専従者の場合

青色専従者給与として届け出た金額の うち労務の対価として相当と認められ る金額は、必要経費となる。

② 生計を一にしていない親族に支払う給与 生計を別にする親族に支払う給与は、その 額が労務の対価として相当と認められる限 り必要経費となる。







